

(二) 合祀関係

【二〇四】別紙第一 議会資料 靖国神社ノ合祀ニ
関スル件（昭和二十年八月30日）

別紙第一
議会資料

靖国神社ノ合祀ニ關スル件

昭和二十年八月卅日 陸 軍 省

首題ノ件ニ關シ陸軍省トシテハ左ノ如キ合祀意見ヲ有ス
本件中第三、第四號ニ關シテハ海軍側ノ應諾ヲ受クルニ至リア
ラス

左 記

- 一、大東亞戰爭終結迄ニ戰死、戰傷死、戰病死セルモノ、鐵道、船舶義勇戰闘隊員等トシテ勤務中死セセルモノ
- 二、軍需工場等ニ於テ勤務中死セセルモノ
- 三、大東亞戰爭終結前後ニ於テ憂國ノ爲自決或ハ死亡セルモノ
- 四、敵ノ戰闘行動ニ因リ死歿セル常人（戰災者、鐵道、船舶等ニ乗車船中遭難セルモノ）

「註」本件ハ決定シタルモノニアラサルニ付爲念

【二〇五】靖国神社合祀等ニ關スル件（昭和二十年9月21日）

靖国神社合祀等ニ關スル件^{〔*〕}

昭和二〇、九、二一
陸 軍 省

判 決

一般戰災者モ含ム大合同慰靈祭ヲ靖国神社以外ノ地ニ於テ實施スルコトトシ
内閣ニ於テ主催スルモノトス^{〔*2〕}

靖国神社ノ合祀等ニ關スル意見

陸 軍 省

一、本秋大合祀祭ヲ實施セラレ度

理由 陸海軍ノ解散モ遠カラサルモノト考ヘラレルニ付今直チニ英靈ノ柱數、氏名ヲ調査スルハ不可能ナルモ事務的處理ハ今後努力スルコトトシ軍ノ解散前ニ支那事變、大東亞戰爭等ノ爲ニ死歿シタル英靈ニ對シ軍トシテ最後ノ奉仕ヲ致シ度熱望シアリ

二、合祀者ノ範圍ヲ左記ノ通ト致シ度

左 記

- (一) 大東亞戰爭終結迄ニ戰死、戰傷死、戰病死セルモノ、鐵道、船舶義勇戰闘隊員等トシテ勤務中死セセルモノ
 - (二) 軍需工場等ニ於テ勤務中死セセルモノ
 - (三) 大東亞戰爭終結前後ニ於テ憂國ノ爲自決或ハ死亡セルモノ
 - (四) 敵ノ戰闘行動ニ因リ死歿セル常人（戰災者、鐵道、船舶等ニ乗車船中遭難セルモノ）
- 理由 國家ノ總力ヲ擧ケ且本土モ戰場トナリタル今次戰爭ノ特性ニ鑑ミ敵ノ戰闘行爲ニ因リ死歿シタル者ハ軍人軍屬ニ限定スルコトナク全般的ニ合祀セラルルヲ適當ト認ム

同 件 意 見

海 軍 省

一、本秋大合祀祭ヲ實施ノ件
陸軍ニ同意

二、合祀者ノ範圍ノ件

(一)、(二)、ノ件同意 (三)、(四)、ニ關シテハ將來特別ニ個々ニ議スルコトトシ今回ハ合祀セサルコトト致シ度

同 件 意 見

靖 国 神 社

一、本秋大合祀祭ヲ實施ノ件

日本ノ神社ノ本質、靖国神社ノ性格ニ鑑ミ柱數、氏名、不明ナル英靈ノ合祀ハ適當ナラサルモノト認ム

二、合祀者ノ範圍ノ件

此ノ件ニ關シテハ神社ノ觸ルル所ニアラス

同 件

神 祇 院

別ニ意思表示ナシ

同 件 意 見

宮 内 省

一、合祀祭及合祀ノ範圍ノ件

柱數、氏名ノ不明ナル英靈ヲ合祀スル件ハ同意シ難シ、但シ合同慰靈祭ヲ實施シ祭神判明次第逐次合祀祭ヲ實施セラルルヲ適當ト認ム將來合祀スル場合ノ範圍ハ靖国神社ノ本質上一般戰災者ヲ含マサルヲ適當ト思惟ス

二、慰靈祭實施ノ場合其實施場所ノ件

靖国神社招魂祭庭ヲ利用シテ慰靈祭ヲ實施スル場合ハ戰歿者ノミニ留ムルヲ適當トス

一般戰災者モ同時ニ慰靈祭ヲ實施セラルル場合ハ靖国神社ノ境内ヲ使用スルコトナク他ノ適當ノ位置ヲ選定セラレ度

三、行幸ヲ仰ク件

第二項ノ場合 行幸ヲ御願ヒスルハ可ナリト思惟ス

〔*1〕 内閣ニハ未タ連絡シアラス

〔*2〕 理由 1. 一般戰災者モ含ム大合同慰靈祭ナルヲ以テ政府トシテ實施セラルルヲ適當トス

2. 場所ハ靖国神社臨時大祭ト誤解ヲ生スル虞アルヲ以テ靖国神社以外ノ地ヲ選定スルヲ適當トス

【二〇六】靖国神社ノ祭神ニ関スル件（昭和二十年九月二十一日）

靖国神社ノ祭神ニ關スル件

昭和二十年九月二十一日 神 祇 院 總 務 課 長

先般御來廳ノ御協議有之候標記ノ件依命左記ノ通回答申上候條可然御了知相成度

左 記

- 一、祭神ノ氏名カナナラサルモノヲ帝國ノ神祇トシテ神社ニ奉齋スルコトハ神社祭祀ノ本質上全ク不可能ノコトト思料ス
- 二、歿後未タ一ケ年ヲモ經過セサルモノヲ神社ノ祭神ニ加フルコトヲ忌ミ憚ル慣例ハ純乎タル神格ヲ仰キ愈々神社ノ神聖ヲ保持セントスル國民ノ傳統的信仰ニ基クモノニシテ畏クモ之ヲ宮中皇靈殿ノ御例ニ拜シ又一般國民ノ祖靈祭ニ於ケル習俗ニ徴スルモ明ナリ然ルニ今回終戦ニ至ルマテノ戦歿者等ヲ悉ク合祀セントスルニ於テハ死後幾許モ經サルモノヲ祭神ト仰クニ至ルヘク穩當ト認メ難シ

【二〇七】靖国神社合祀手續ノ件 昭和二十年九月連隊区司令部配屬要員教育席上陸軍省副官説明要旨（昭和二十年九月）

靖国神社合祀手續ノ件

昭和廿年九月聯隊教育席上陸軍省副官説明要旨
區司令部配屬要員

- 終戦ニ伴ヒ大東亞戰爭（支那及滿洲事變ヲ含ム以下同）ニ關係シ死歿シタル陸軍軍人軍屬ノ靖国神社合祀ニ關シテハ別紙第一ノ如ク又陸海軍解散後ノ神社ノ所管及未合祀者ノ措置ニ關シテハ別紙第二ノ如ク關係當局ト折衝中ニ付左記事項承知ノ上着々ト準備ヲ進ムルト共ニ特ニ死歿者ノ合祀資格調査上參考資料タル書類ニシテ現ニ聯隊區司令部ニ保存セル分ハ勿論要スレハ復員關係諸隊等ト連絡ノ上極力保存方留意セラレ度
- 一、聯隊區司令部ハ其管内ニ本籍ヲ有スル軍人軍屬死亡者中未タ合祀セラレザル者ニシテ左記該當者ハ調査ノ上別紙第三ノ様式ニ依ル申告票ヲ作製ノ上陸軍省へ提出シ聯隊區司令部閉鎖後ハ其ノ業務ヲ各都府縣廳ニ移管シ申告票ハ陸軍省（閉鎖後ハ内務省）ニ提出スルモノトス聯隊區司令部業務ノ地方廳へ移管ノ時期方法ハ改メテ指示セララル豫定
- イ、戦死、戦傷死者
- ロ、戦地（事變地ヲ含ム以下同シ）ニ於テ罹病シ戦地ニ於テ死セセル者（輸送途中ヲ含ム以下同シ）
- ハ、戦地ニ於テ罹病シ内地ニ歸還後死セセル者
- ニ、戦地以外ノ地ニ於テ戦争（事變ヲ含ム以下同シ）ニ關スル特種ノ勤務ニ服シ之カ爲傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ死セセル者
- 二、調査上留意スヘキ事項
 - 1 生死ノ確度調査ヲ慎重ニシ苟モ生存ノ疑アル者ハ申告ノ際明確ニ附記スルモノトス
 - 2 死歿ノ原因カ戦争勤務ニ直接基因ノ有無ヲ仔細ニ審査究明スルコト
- 三、各部隊ヨリ從前合祀手續洩或ハ死歿報告通報洩（昭和十九年陸達第七十六號戰時死亡者生死不明者報告規程及留守業務規程ニ依ル）等相當多數アルヲ豫想セラル之カ爲要スレハ別紙第三ノ申告票ハ各市區町村長ニ通達シテ調査作製セシムルモ差支無シ

【二〇八】別紙第二 靖国神社ノ移管並ニ之ニ伴フ處理案（昭和二十年九月）

別紙第二

靖国神社ノ移管並ニ之ニ伴フ處理案

- 一、從來陸海軍省ノ所管タリシモ陸海軍解散ト共ニ之ヲ内務省（神祇院）ニ移管シ内務大臣ノ直轄トス
- 二、靖国神社合祀者ノ調査及合祀業務繼續ノ爲從前ノ陸海軍省ノ關係者ノ一部ハ内務省ニ各聯隊區司令部及部隊ノ關係者ノ一部ハ夫々地方廳へ轉屬セシム 其ノ一案左ノ如シ

計	區 分		摘 要
	内務省	各地方廳	
陸 奏 任	二	一	一、地方廳ニ轉屬スル奏任ハ陸軍又ハ海軍ヨリ一名トス 二、人員ハ更ニ増加スルコトアリ
海 奏 任	一	二	
軍 判 任 以 下	七	二	
軍 判 任 以 下	三	一	
	一三	四	

〔註〕
本件ハ中央ニ於テ折衝中ニシテ具体的事項ニ關シテハ尙研究ヲ要ス從ヒテ内務省トシテハ未タ地方廳ニハ何等通報等無之
管

【二〇九】別紙第三 靖国神社未合祀者申告票（昭和20年9月）

別紙第三

靖国神社未合祀者申告票

官等	爵功勳位	氏名	生年月日	死年月日	受傷年月日	（發病） 場所	死歿年月日	應召（入營） 年月日	應召（入營） 部隊名	死亡時所屬部隊	外地出征の有無	特別賜金行賞賜金	参考事項	本籍	現住地	族續柄及氏名	右ノ通相違無之候也	昭和年月日	市（區）町村長何某	右ノ通相違無之候也	昭和年月日	聯隊區司令官何某
																	×	◎	◎			

調製上ノ注意
 一、官等ハ死歿後進級セル者ハ其官等進級月日ヲ記載スルモノトス
 二、位勳功欄ニハ死歿後發令セラレタル位、勳一切ヲ記

- 載スルモノトス
- 三、死歿區分ハ戰死、戰傷死、戰病死等ノ區分ヲ記載シ認定死亡者ハ其ノ旨明記スルモノトス
- 四、特別賜金、行賞賜金欄ニハ其金額ヲ記載スルモノトス
- 五、不明ノ欄ハ斜線ヲ畫スルモノトス
- 六、×印欄ハ記入セサルモノトス
- 七、用紙ハ適宜但シ其大サハ縱廿五糎、横卅糎トシ右側、上下各三糎左側ハ五糎ノ余白ヲ存置スルモノトス

【二一〇】「靖国神社合祀ノ件」留守業務主任將校會同席上陸軍省副官說明要旨（昭和20年10月1日）

「靖国神社合祀ノ件」

留守業務主任將校會同席上陸軍省副官說明要旨

昭和二十年十月一日

終戰ニ伴ヒ大東亞戰爭終結迄ニ原因シ死歿セル陸軍軍人軍屬ノ靖国神社合祀ニ關シテハ關係各廳ト折衝ノ結果從來通合祀資格者ヲ調査ノ上資格者ハ合祀可相成苦ニ付別紙第一承知ノ上着々ト準備ヲ進ムルト共ニ死歿者ノ合祀資格調査上ノ參考資料タル書類ニシテ現ニ聯隊區司令部ニ保存セル分ハ勿論要スレハ復員關係諸隊等ト連絡ノ上極力保存方留意セラレ度
 陸海軍省解体後ノ神社ノ所管及未合祀者ノ措置ニ關シテハ概ネ別紙第二ノ如キ機構ノ下ニ處理セラルル苦陸海軍省解体ニ方リ軍人軍屬ノ未合祀者及一般戰災殉難者ト對スル大慰靈祭ニ關シテハ目下關係各省ニ於テ研究中ナリ

【一一一】別紙第一 合祀資格者上申手續要領（昭和20年10月1日）

別紙第一

合祀資格者上申手續要領

- 一、聯隊區司令官ハ其管内ニ本籍ヲ有スル軍人軍屬死亡者中未タ合祀セラレサル者ニシテ左記該當者ハ調査ノ上別表ノ様式ニ據ル申告票ヲ作製ノ上逐次速ニ陸軍省（陸軍省解体後ハ本業ヲ繼承スル機關以下同シ）ヘ提出シ聯隊區司令官部解体後ハ其ノ業務ヲ夫々地方機關ニ移管シ申告票ハ陸軍省ニ提出スルモノトス聯隊區司令官業務ノ地方機關ヘ移管ノ時期方法ハ別ニ指達セラル
- イ 戦死 戦傷死者
- ロ 戦地（事變地ヲ含ム以下同シ）ニ於テ罹病シ戦地ニ於テ死歿セル者（輸送途中ヲ含ム以下同シ）
- ハ 戦地ニ於テ罹病シ内地ニ歸還後死歿セル者
- ニ 戦地以外ノ地ニ於テ戦争（事變ヲ含ム以下同シ）ニ關スル特種ノ勤務ニ服シ之カ爲傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ死歿セル者
- 二、調査上留意スヘキ事項
 - 1 生死ノ確度調査ノ慎重ニシテ苟モ生存ノ疑アル者ハ申告ノ際明確ニ附記スルモノトス
 - 2 死歿ノ原因カ戦争勤務ニ直接基因ノ有無ヲ仔細ニ審査究明スルコト
- 三、各部隊ヨリ從前合祀手續洩或ハ死歿報告通報洩（昭和十九年陸達第七十六號戰時死亡者生死不明者報告規程及留守業務規定ニ依ル）等相當多數アルヲ豫想セラル之カ爲要スレハ別表ノ申告票ハ各聯隊區司令官ヨリ各市區町村長ニ通達シテ調査作製セシムルモ差支無シ

【一二一】別紙第二 靖国神社移管並ニ之ニ伴フ処理（昭和20年10月1日）

靖国神社移管並ニ之ニ伴フ處理案

- 一、從來陸海軍省ノ所管タリシモ陸海軍解体ト共ニ之ヲ内務省（神祇院）ニ移管シ内務大臣ノ直轄トス（豫定）
- 二、靖国神社合祀者ノ調査及合祀業務繼續ノ爲從前ノ陸海軍ノ關係者ノ一部ハ内務省及復員省ニ各聯隊區司令官及部隊ノ關係者ノ一部ハ夫々地方機關ヘ轉屬セシム其ノ一案左ノ如シ

左記

區分	内務省		復員省		各地方機關		摘要
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
陸軍	一	二	二	三四	一	二	一、地方廳ニ轉屬スル奏任官ハ陸軍又ハ海軍ヨリ一名トス
海軍	未定	未定	未定	未定	一	二	二、人員ハ他ノ掛ト兼務スルコトヲ得
軍判任以下	未定	未定	未定	未定	四	一	
計							

【一三】別表 靖国神社未合祀者申告票（昭和20年10月1日）

別表

靖国神社未合祀者申告票	官等	生年	死年	受傷	死歿	應召	死亡	特別	參考	遺本	現住	族續	市(區)町村長	聯隊區司令官	昭和 年 月 日 何 某 印	昭和 年 月 日 何 某 印

- 調整上ノ注意
- 一、官等ハ死歿後進級セル者ハ其ノ官等進級月日ヲ記載スルモノトス
- 二、位勳功欄ニハ死歿後發令セラレタル位、勳一切ヲ記載スルモノトス

- 三、死歿区分ハ戦死、戦傷死、戦病死等ノ区分ヲ記載シ認定死亡者ハ其ノ旨記載スルモノトス
- 四、特別賜金、行賞賜金欄ニハ其ノ金額ヲ記載スルモノトス
- 五、不明ノ欄ハ斜線ヲ書スルモノトス
- 六、×欄ハ記入セサルモノトス
- 七、用紙ハ陸軍省ニ於テ準備セルモノヲ交付ス、各聯隊區ニ於テ作製スル場合ハ縦廿五種、横卅種トシ右側上下各三種、左側ハ五種ノ餘白ヲ存置スルモノトス
- 八、毛筆又ハペン書トス

【二一四】別紙第三 「靖国神社合祀ノ件」留守業務主任將校会同席上陸軍省副官説明要旨（昭和二十年十月一日）

別紙第三

「靖国神社合祀ノ件」

留守業務主任將校会同席上陸軍省副官説明要旨

昭和二十年十月一日

終戦ニ伴ヒ大東亞戦争終結迄ニ原因シ死歿セル陸軍軍人軍屬ノ靖国神社合祀ニ關シテハ關係各廳ト折衝ノ結果從來通合祀資格者ヲ調査ノ上資格者ハ合祀可相成苦ニ付別紙第一承知ノ上着々ト準備ヲ進ムルト共ニ死歿者ノ合祀資格調査上ノ參考資料タル書類ニシテ現ニ聯隊區司令部ニ保存セル分ハ勿論要スレハ復員關係諸隊等ト連絡ノ上極力保存方留意セラレ度

陸海軍省解体後ノ神社ノ所管及未合祀者ノ措置ニ關シテハ概ネ別紙第二ノ如キ機構ノ下ニ處理セラルル筈陸海軍省解体ニ方リ軍人軍屬ノ未合祀者ノ合祀ニ關シテハ目下關係各省ニ於テ研究中ナリ

【二一五】別紙第一 合祀資格者上申手續要領（昭和二十年十月一日）

別紙第一

合祀資格者上申手續要領

- 一、聯隊區司令官ハ其管内ニ本籍ヲ有スル軍人軍屬死亡者中未ダ合祀セラレサル者ニシテ左記該當者ハ調査ノ上別表ノ様式ニ據ル申告票ヲ作製ノ上逐次速ニ陸軍省（陸軍省解体後ハ本業務ヲ繼承スル機關以下同シ）へ提出シ聯隊區司令部解体後ハ其ノ業務ヲ夫々地方機關ニ移管シ申告票ハ陸軍省ニ提出スルモノトス
 - 聯隊區司令部業務ノ地方機關へ移管ノ時期方法ハ別ニ指達セラル
 - イ、戦死、戦傷死者
 - ロ、戦地（事變地ヲ含ム以下同シ）ニ於テ罹病シ戦地ニ於テ死歿セル者（輸送途中ヲ含ム以下同シ）
 - ハ、戦地ニ於テ罹病シ内地ニ歸還後死歿セル者
 - ニ、戦地以外ノ地ニ於テ戦争（事變ヲ含ム以下同シ）ニ關スル特種ノ勤務ニ服シ之カ爲傷痕ヲ受ケ疾病ニ罹リ死歿セル者
- 二、調査上留意スヘキ事項
- 1. 生死ノ確度調査ヲ慎重ニシテ苟モ生存ノ疑アル者ハ申告ノ際明確ニ附記スルモノトス
 - 2. 死歿ノ原因カ戦争勤務ニ直接基因ノ有無ヲ仔細ニ審査究明スルコト
- 三、各部隊ヨリ從前合祀手續洩或ハ死歿報告通報洩（昭和十九年陸達第七十六號戰時死亡者生死不明者報告規定及留守業務規定ニ依ル）等相當多數アルヲ豫想セラルルカ爲要スレハ別表ノ申告票ハ各聯隊區司令部ヨリ各市區町村長ニ通達シテ調査作製セシムルモ差支無シ

【二一六】別紙第二 靖国神社移管並ニ之ニ伴フ処理 (昭和二十年十月一日)

別紙第二

靖国神社移管並ニ之ニ伴フ處理

- 一、從來陸海軍省ノ所管タリシモ陸海軍解体ト共ニ之ヲ内務省(神祇院)ニ移管シ内務大臣ノ直轄トス(豫定)
- 二、靖国神社合祀者ノ調査及合祀業務繼續ノ爲從前ノ陸海軍ノ關係者ノ一部ハ内務省及復員省ニ各聯隊區司令部及部隊ノ關係者ノ一部ハ夫々地方機關ヘ轉屬セシム其ノ一案左ノ如シ

左記

區分	内務省		復員省		各地方機關		摘要
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
奏任	一	二	二	三四	一	二	一、地方廳ニ轉屬スル奏任官ハ陸軍又ハ海軍ヨリ一名トス
判任以下	未定	未定	未定	未定	一	二	二、人員ハ他ノ掛ト兼務スルコトヲ得
計					四	一	

【二一七】靖国神社臨時大招魂祭舉行ノ件照會 (昭和二十年十月二十九日陸普第二、一一七号陸軍大臣、海軍大臣 發宮内大臣宛)

陸普第二、一一七號

靖国神社臨時大招魂祭舉行ノ件照會

昭和二十年十月二十九日 陸軍大臣 海軍大臣
宮内大臣 殿

大東亞戰爭並ニ支那、滿洲事變ニ關シ戰死戰傷死シ又ハ戰地事變地等ニ於ケル傷痍疾病等ニ起因シ昭和二十年九月二日迄ニ死歿セル軍人軍屬等ニシテ靖国神社ニ未合祀ノ者ヲ同神社招魂殿ニ招魂祭祀ノ爲來ル十一月十九日招魂式執行二十日二十一日臨時大招魂祭舉行ノ儀勅許被爲在候様執奏相成度候也
追テ右祭祀者ノ個々ノ祭神名ハ今後慎重調査ノ上、例大祭ニ際シ逐次本殿ニ合祀可致尙招魂祭執行ニ關シ聯合國側トハ爲念諒濟濟ニ付申添候

【二一八】(陸普二一一七号) 對する陸軍大臣海軍大臣宛宮内大臣回答 (昭和二十年十一月十二日宮發第三四四号宮内大臣發陸軍大臣、海軍大臣宛)

宮發第三四四號

昭和二十年十一月十二日 宮内大臣
陸軍大臣 殿 海軍大臣 殿

本月十日附陸普第二一一七號ヲ以テ御照會ノ靖国神社臨時大招魂祭舉行ノ件聽許被爲在候

【二一九】元陸軍大臣官房祭典掛ノ業務（昭和20年12月1日）

元陸軍大臣官房祭典掛ノ業務 昭和二十年十二月一日

祭典掛ハ主トシテ滿洲事變、支那事變、大東亞戰爭ニ關係シ死歿シタル者ノ靖國神社合祀資格ノ調査、其合祀手續、臨時大祭ノ計畫實施等ノ爲支那事變發生後設置セラレ今日ニ至ル

一、資格の調査

1. 昭和廿年春迄ハ別紙第一陸密第二九五三號及同三〇〇四號ニ依リ各隊ヨリ合祀上申セシメタルモ戦局ニ鑑ミ同年六月以後ハ別紙第二戰時死亡者生死不明者報告（昭和十九年陸達第七六號第四様式ニ依ル報告）ニ基キ調査スルニ決シ各隊ノ上申ヲ廢止終戦時ニ至ル終戦後ハ別紙第三ノ通各聯隊區司令部ニ意圖ヲ示シ申告セシメツツアリ但シ此申告ハ未タ徹底充分ナラスシテ一部聯隊區司令部ニ於テハ資料燒却ノ爲相當ニ困難ヲ感シアルモノノ如シ本省ニ於テハ從來前號ノ上申又ハ報告及其他ノ資料ニ基キ高級副官ヲ委員長トシ通常副官一、補任、恩賞、軍事、醫事ノ各課員一宛及祭典掛主任將校ヲ以テ審査委員ヲ編成シ慎重ニ審査ヲ實施シ來レリ
3. 審査ハ海軍側ト協議シ別紙第四ニ依ル標準ニ基キ該當者ニシテ死歿確度判然タル者ヨリ逐次合祀手續シタルモ既往ノ合祀者トノ均衡上昭和廿年二月別紙第五ニ該當スル者モ合祀スルコトニ決定セリ然レトモ終戦二件ヒ靖國神社ノ今後ノ維持存続問題トモ關聯シ祭典ノ範圍ニ關シテハ更ニ研究ヲ要スルモノト認ム

二、合祀手續

1. 従前ハ個々ノ祭神名ヲ調査ノ上春秋兩度手續セルモ終戦二件ヒ諸種ノ關係上陸海軍ノ解散前ニ一應全部合祀スルヲ可ト認メ關係方面ト折衝ノ結果今秋別紙第六ノ通決定上奏シ御裁可アリテ九月二日迄ニ死歿シ従前ノ合祀者資格ニ該當スル者ノミ一應靖國神社招魂殿ニ招魂シ祭神ハ目下同殿ニ鎮座セラレアリ
2. 右招魂殿ニ鎮座スル祭神ハ個々ノ調査ノ結果祭神名確定セハ上聞ニ達シタル後明春以後逐次本殿ニ奉遷ヲ要ス、尙九月三日以後ニ於テ死歿シ資格ヲ有スル者モ更ニ調査シ合祀手續ヲ爲ス要アリ

三、臨時大祭ノ計畫實施

今秋ハ例大祭ト分離シ、大招魂祭ヲ實施セルモ明春以後ハ例大祭ニ先タチ右招魂殿ニ招魂セル英靈ヲ本殿ニ合祀ノ爲合祀祭ヲ舉行スルヲ適當ト認ム
臨時大祭ハ従前陸軍カ主トナリ海軍及神社側ト協力實施シ來レリ

四、祭典掛今後ノ業務概要

1. 各地方世話部ノ申告ニ基ク資格ノ調査
2. 合祀有資格者ヲ神社ニ通報、様式案別紙第七ノ如シ
3. 合祀者名簿ノ調製及交付其ノ他様式案別紙第八ノ如シ
4. 同右名簿ノ調製（イロハ名簿）様式別紙第九ノ如シ
5. 昭和十九年秋昭和廿年春ノ合祀名簿及合祀通知狀ノ交付
5. 昭和二十年四月祭神簿（神社へ交付）
- 五、祭典掛ノ職員別紙第十ノ如シ不足人員ノ補充ハ主トシテ三月未復員省解體時ニ實施豫定
- 六、祭典掛ヨリ扶助業務部ニ携行スル諸物品消耗品類ノ品目員數別紙第十一ノ如シ（別途）

〔※1〕 本件は陸軍大臣官房より業務部に業務移管に際し作成せるもの、参考の爲、本綴に挿入す。尚別紙中一部欠如せるものあり。

【二二〇】別紙目次（昭和20年12月1日）

別紙目次

別紙番号	番 号	件 名
第一	陸密第二九五三號	靖國神社合祀者調査及上申内則（欠）
同附属	〃 第三〇〇四號	靖國神社合祀者ノ調査詮衡及上申名簿等ノ調製進達上ノ注意（欠）
第二	陸達第七六號	戰事死亡者、生死不明者報告規定（欠）
第三		靖國神社合祀ノ件
第四		靖國神社合祀資格審査内規案
第五		同 昭和廿年七月内規案
第六	陸普第二一一七號	靖國神社臨時大招魂祭舉行ノ件
第七		祭神簿
第八		合祀者名簿
第九		イロハ名簿
第一〇		旧祭典掛職員表

【二二】第八十九回帝國議會衆議院予算委員會會議
録(速記) 第九回(昭和20年12月11日)

(發言者) 石坂繁(委員)

幣原喜重郎(國務大臣、内閣

總理大臣兼第一復

員大臣、第二復員

大臣)

〔發言順、敬称略〕

○石坂繁委員 私ハ先ヅ復員大臣ヲ兼ネテ居ラレル總理大臣ニ
伺ヒマス、ソレハ戦死者ノ處遇ニ付テデアリマス、戦死者ニ對
スル私共ノ敬弔ノ念ハ、戰爭中モ、又終戦ニナリマシテモ、聊
カモ變ルモノデハナイト存ジマス、而シテ戰爭中既ニ戦死者ノ
中ニ論功行賞、又靖國神社ニ合祀サレタ方ガ多數アルノデアリ
マシテ、是等ノ有難キ恩典ニ浴セラレテ居ルノデアリマスルガ、
終戦後戦死者ニ對シマシテ如何ナル處遇ガ受ケラレルカト云フ
コトハ、戦死者ノ遺家族ニ取リマシテハ深キ心配デアルノデア
リマス、此ノ點ニ付キマシテ、總理大臣ハ如何様ニ御考ヘ二ナ
ツテ居リマスルカ、此ノ點ヲ伺ヒタイト存ジマス

○幣原國務大臣 戦死者ノ遺族ニ對スル處置デアリマス、此ノ
戦死者ノ遺族ノ方々ニ對シマシテハ、洵ニ私ハ衷心カラ御同
情申上ゲテ居ルノデアリマス、國家ノ爲ニ生命ヲ惜氣モナク捧
ゲラレテ、是ハ洵ニ御同情致スベキ凡ユル理由ガアルノデアリ
マス、就キマシテハ、遺族ノ方ニ對スル物心兩面ノ援護ニ付キ
マシテハ、社會政策ノ推進ニ依リマシテ、遺憾ナイヤウニ今期
シテ居ル次第デアリマス

○石坂(繁)委員 遺族ニ對スル問題ヨリモ、寧ロ私ハ戦死者
自體ニ對スル國家ノ處遇ガ、終戦後ニ如何ニ取扱ハレルカト云
フコトヲ伺ツタノデアリマス、其ノ點ニ付テ重ネテ御答辯ヲ願
ヒタイト思ヒマス

○幣原國務大臣 戦死者ニ對シテドウ云ツタヤウナ手段ヲ執ル
カト云フ御趣旨デアリマスカ

○石坂(繁)委員 戰爭中ハ論功行賞ノ恩典ニ浴シ、更ニ靖國
神社ニ合祀サレテ居ルト云フヤウナ恩典ヲ戴イテ居ルノデアリ
マスルガ、終戦後ソレ等ノ關係ト比較致シマシテ、如何ナル處
遇ニナルカト云フ、私ノ質問ノ意味デアリマス

○幣原國務大臣 ソレハ或ル日ヲ限リマシテ、其ノ時マデノ恩
給トカ、給與トカ云フモノガ許サレテ居リマスルケレドモ、其

ノ以後ニ付テハ打切ルヤウナ命令ガ、聯合軍司令部カラ來テ居
ルノデアリマス、ソレニ付キマシテハ、ドウ云ツタヤウニシテ
之ヲ援護スルカト云フコトニ付キマシテハ、只今申シマシタ通
リ、社會政策ノ方針ニ依ツテ推進シテ行キタイト、斯ウ考ヘテ
居ルノデアリマス

○石坂(繁)委員 私ノ質問ノ意味ヲマダ能ク御諒解ニナツテ
居ラヌヤウデアリマシテ、戦死者自體ニ對シマシテ、靖國神社
ニ合祀スルト云フヤウナコトガアルカナイカト云フヤウナコト
ナノデアリマス

○幣原國務大臣 論功行賞ノ問題デゴザイマスガ、今マデノ通
リヤツテ行ク積リデ居リマス

【122】靖国神社合祀未済ノ者申告ニ関スル件依頼（昭和20年12月13日一復第七六号第一復員次官発）

一復第七六号
靖国神社合祀未済ノ者申告ニ関スル件依頼
昭和二十年十二月十三日 第一復員次官

首題ノ件ニ關シテハ、
 於テハ、益ノ二箇ニ申吉スルコトニ定メラレタルモ、軍ノ復員事務ニ
 伴ヒ調査洩レ落之ニ付、正記、當元、陸軍、軍人、軍属、遺族ニシテ合祀ノ有
 無ニ關シ、不審ノ向ハ一應、本州、地方（區）町村長ニ申告セシメ、當該市
 （區）町村長ハ別紙様式ニ據ル申告書作成ノ上、速カニ調査、地方官
 部ニ提出方可然、取計ヒ、右記

一 戦死、戦傷死者
 二 戦地（軍樂地ヲ含ム以下同シ）ニ於テ罹病シ、戦地ニ於テ死傷セル
 者（戦地ニ於テ罹病シ、戦地ニ於テ死傷セル者）
 三 戦地ニ於テ罹病シ、戦地ニ於テ死傷セル者（戦地ニ於テ罹病シ、戦地ニ於テ死傷セル者）
 シタル者ヲ除ク